

「学校現場において法教育を普及させるための方策について一法教育の授業例を踏まえて一」

学校現場において法教育を普及させるための方策を実践例の中から提案したい。2010年1月から3月にかけて、総合的な学習の時間（全13時間）において、法教育をテーマとした学習を小学校5年生94名（3クラス）に行った。テーマは、「法について考えてみよう」である。目標は、「身近な法（ルール）について考えることを通して、私達の生活にとって、ルールが実際に必要であることに気づく。」である。内容は、身近な法について考えていく内容である。方法は、なぜルールは必要なのかという導入から入り、法にたずさわる人の話をきいたり、法に関わる仕事について実際に足を運んで体験したり、また身近なルールについて考えたりすることを通して自分の問題として考えるようにしていくのである。授業の単元計画を述べる。

テーマ 「法について考えてみよう」

単元計画（全13時間）

- ① 無人島ゲームをやろう（2時間）（ルールの必要性について感じる。）
- ② もしも、・・・がなかったら（2時間）（日常生活におけるルールの重要性に気づく。）
- ③ 法は何のためにあるのか？（2時間）司法書士等による特別授業
（法は、何のためにあるのか考える。）
- ④ 法務局見学（3時間）社会見学（法に関する仕事を実際に見学する。）
- ⑤ 運動場の使い方のルールを考えよう（4時間）（自分達にとって身近な生活の中から課題について考える）

このような授業を実際に行ったが、この授業を通して、提案する。

（1）法務局・裁判所・検察庁等、法に携わる公の施設は、小・中学生等の社会見学を受け入れることである。

学校では、1年に数回、遠足や社会見学にでかけている。しかし、法務局・裁判所・検察庁等で見学を受け入れているところは少ない。もちろんそれは、本務ではなく、忙しい仕事に追われていることと思うが、年に数回でも受け入

れることを通して、児童・生徒・教師も含めて、普段経験のできないことを経験できると思われる。実際に今回の授業において、法務局を訪れていろいろな話を聞いたり、映画を見たりした。不動産登記課や法人課それぞれの場で実際にその仕事に携わっている人から説明を受けると児童は、熱心にメモをとり、話をきいていた。また、人権啓発ビデオを人権課の人から見せていただいたり、「契約とは何か」という説明のパワーポイントを見ながら説明をきいたりする中で法務局の仕事について体験することができた。このように社会見学や遠足に行く選択肢が増えることで、法教育の普及につながる。

(2) すぐれた授業例を提示することである。

今回導入として、「無人島ゲーム」を行った。無人島ゲームは、ロビンソンクルーソーが一人で無人島生活をしたのに対して、15少年漂流記（2年間の休暇）では、複数の人が無人島で共同生活を行った。すなわち、この2つの物語の設定を児童に話し、一人で無人島にたどりついた場合と、複数の人でたどりついた場合の違いを、頭の中でシミュレーションして、児童一人一人がその違いを考えていった。この授業は、大杉昭英著「法教育の実践の指導テキスト」の本で、よりすぐりの授業を紹介しようの中に提示されている「漂流ゲーム」の実践がもとになっている。その違いを児童が話し合いをする中で、決定的なちがいとして、共同生活する場合には、ルール（自分たちの法）が必要であることに気づくことがあげられる。実際に授業を行い、話し合いを繰り返すうちに児童は自らその違いに気づいていった。複数の人がいる場合は、食料をとってきたとき、分けなければならないが、子ども達の意見は2つに分かれた。均等にわけべきだという意見と、食料をとってきた人は多めにもらってもよいという意見である。この意見の違いについてしばらく子ども達は時間をかけて討論した。すると、この話し合いは、食料を分けるときのルールを決めているのではないかという意見が出てきた。一人だけで生活するときには、ルールは必要ないが、複数の人が生活する場合にはルールが必要であることに気づいたのである。この教材は、法についての学習を行う場合の導入として、すぐれた内容を持っている。このようなすぐれた教材を提示し、実際に教師にこの学習の追試をやってもらう中で、その教材のすばらしさを実感してもらうことである。

(3) 司法書士・弁護士等リーガルプロフェッションがよい教材を提示することである。

今回、特別授業として、福岡県司法書士会法教育研究会の方々（4人）に来ていただき、授業をしていただいた。3人の方にそれぞれ2時間ずつ、3クラスあるので合計6時間である。内容は、江戸時代の村長さんの出したおふれがきを守るか守らないかということから、法は何のためにあるのかということを見聞が考えざるをえない内容となっていた。しかも、単なるお話ではなく、アニメデザイナーによる電子紙芝居（50インチのテレビに大きく映し出した紙芝居）になっており、途中でその紙芝居をとめて、児童に考えさせ、自分たちの考えを発表し、討論するという内容である。児童は視聴覚教材にひきつけられ、そこで「おふれがきに」について自分のことのように考えた。最終的には、村長が自分の家族のためにそのルールを考えたことを知り、「法（ルース）は何のためにあるのか？」ということを考えざるをえない内容となっていた。

やはり、よい教材を提示することが大切であることを感じた。もちろん教師が教材を開発し授業を行えばよいのだが、法に関する知識・理解は十分とはいえない。そこで、今回のように、司法書士・弁護士等のリーガルプロフェッションによる、よい教材の提示が必要となる。

(4) 紙芝居、ゲーム、アニメーション、動画等のいわゆる視聴覚教材を活用することである。

今回の司法書士による授業の1つのポイントは紙芝居であると思われる。児童・生徒がイメージ化しやすい視聴覚教材として教材化し活用することである。そのためには、法の専門家だけではなく、今回のようにプロのグラフィックデザイナー等の協力も必要である。

(5) すぐれた授業をアレンジすることである。

今回「法教育の実践の指導テキスト」の本にすぐれた授業として紹介されている教材をそのまま授業として行うのではなく、無人島ゲームとして、児童の実態に合うようにアレンジして行った。いくらすぐれた教材とはいえ、やはり教師の目の前にいる児童にあった教材に作りかえなければならない。当然のこととはいえ、児童の発達段階や児童の実態を見据えて、教材とのすりよせを行うことである。

(6) ルール(法)の必要性に気づく内容を取り入れることである。

今回の学習では、江口勇治・磯山恭子編「小学校の法教育を創る(法・ルール・きまりを学ぶ)」の本から、「もしも、・・・がなかったら・・・」という教材を取り入れた。

「もしも、信号機がなかったら、・・・」「もしも、チャイムがなかったら、・・・」

「もしも、時間割がなかったら、・・・」「もしも、学校がなかったら、・・・」

実際には、この4つをあげて話し合いをした。もしも、信号機がなかったら、事故がいろいろなところでおこり、時間割がなかったら、運動場でたくさんのクラスが運動するためにでてきて困ってしまったりする等の意見が出された。

日常生活の中であたりまえに思っていたことを、ふりかえり、その大切さに気づく中でルールの大切さに自ら実感できる内容となっている。この場合も、やはりその地域の実態にあった内容を考えた。本にのっている内容をそのままするのはなく、目の前にいる児童に合った内容を提示することが大切である。そのためには、やはり児童の実態と教材のすりよせが重要な役目となっている。

(7) ルールを考える内容を取り入れることである。

単元の最後に、自分たちの実際の問題にあてはめた課題を提示し学習した。児童にとっては、最も身近である内容が、考える上で最も考えやすいと思われる。身近で具体的なものほど、児童にとっては取り組みやすいと思われる。そこで、今回は、運動場の遊び場の問題をとりあげた。特に実際に起こっているオリジナルな問題を考えた。提示した問題は次のようなものである。

「2年生のさおりさん達5人は、ドッチボールをしたくて、運動場に出てきました。しかし、4年生・5年生・6年生の児童が運動場の広いところを全部使っています。そのため、さおりさん達はドッチボールができません。」

「このようにさおりさん達は運動場で遊ぶとき、いつもドッチボールができません。この運動場を使うときに、どのようなルールがあるとよいと思いますか。」

この課題を前に、子ども達一人一人は、まず自分で解決策を考えた。そして、この「法について考えてみよう。」のまとめとして、4人の班で話し合った案を3クラス5年生全員(94人)の前で、説明の絵等を提示して発表会を行った。

提案した例をあげると、曜日によって、低学年が遊べる日、高学年が遊べる日に分ける案、場所によって各学年の遊び場所を決める案、休み時間ごとに分

けていく案、決めずにゆずりあえばよいという案等、さまざまな案が出された。

また、子ども達は、自分たちの案の長所短所を考えて提案した場合も多かった。例えば、1年から6年までの場所を決める案の長所は、遊べる場所が確保できることだが、しかし、狭すぎるのではないかという短所もいっしょに発表した。今回の学習では、実際のルールとして決めることは行わなかった。総合的な学習の時間として学習しているからである。

ところが、6年生になり4月のある休み時間にドッジボールをしていた多くの児童達が運動場の端の方へ移動しているのに気づいた。すぐに行ってみると、低学年児童がドッジボールをしようとしていたので場所をゆずったというのである。私はこれまで自主的に運動場の場所を高学年児童が低学年児童にゆずっている姿をあまり見たことがなかった。このときにはじめて5年生の終わりに行った「法教育」に関する学習が児童達にとって生きた学習になったことを理解できた。法（ルール）としては決めないけれど、話し合いをする中で、法の学習の考え方が生きてきたのではないかと考えられる。

(8) 大單元としての「法教育」を例示することである。

今回の学習は、その1つのプログラムであっても、それぞれ授業として成り立つものである。しかし、今回は、総合的な学習の時間として大単元の学習を行った。導入から最後までどのように学習を配置すれば児童にとって、わかりやすいのかを考えながら単元の構成を行ったのである。リーガルプロフェッションによる学習も、半年前から視聴覚教材の資料を事前に受け取り、授業内容の打ち合わせもメール等を通じて行っていった。単に法教育として、このような学習ができたというだけでなく、単元全体を見通した大單元としての「法教育」を明示していくことも大切なことではないだろうか。

(9) 学年全体あるいは、学校全体で取り組むことである。

今回の学習は、1クラスで取り組んだのではなく、3クラス学年全体として取り組んだ。そうすることによって、学年協力して取り組むことができた。また、学年全体で取り組むことによって、総合的な学習の時間の1学期間の多くの時間を活用することができたといえる。また、司法書士等による特別授業では、たくさんの他の学年の教師も見に来て下さった。学校全体を巻き込んで行うことができれば一番よいと思われる。そのためには学校として、研究の一部

あるいは全部に「法教育」を取り入れることができれば進みやすいと思われる。

(10) 保護者にも法教育のよさをわかってもらうことである。

司法書士等の特別学習の次の日には、ある保護者から次のようなお手紙をいただいた。「こどもが感動して学習がとても楽しかったとのこと。私もいっしょに参観できればよかったです。……」やはり、児童に感動を与えた学習は、その児童だけでなく、その保護者にもその感動が伝わるのだなと感じることができた。よりよい実践を行うことが、また理解者を生み、学習を普及していくことにつながると思う。

学校現場において法教育を普及させるための方策として、私の行った法教育の授業例から提案したことをまとめると次の10個となる。

1. 法務局・裁判所・検察庁等、法に携わる公の施設は、小・中学生等の社会見学を受け入れること
2. すぐれた授業例を提示すること
3. 司法書士・弁護士等リーガルプロフェッションがよい教材を提示すること
4. 紙芝居、ゲーム、アニメーション、動画等のいわゆる視聴覚教材を活用すること
5. すぐれた授業をアレンジすること
6. ルール（法）の必要性に気づく内容を取り入れること
7. ルールを考える内容を取り入れること
8. 大単元としての「法教育」を例示すること
9. 学年全体あるいは、学校全体で取り組むこと
10. 保護者にも法教育のよさをわかってもらうこと

今回行った学習から10個の提案を述べたが、最も重要だと考えていることは、法教育の学習、あるいは、法教育の思考過程そのものが、学校教育にとって必要な思考力を養うものになっていることを示すことだと考えている。

そして、それが単に思考力を養うものではなく、児童が学校生活を送るについて、必要不可欠であると実感することが大切ではないかと考えている。そのように教師が考えるようになったときには、より法教育がすすむのではないだろうか。そのためには、やはり教材作りが最も重要と思われる。

今後も、新たな法教育教材の開発に取り組んでいきたい。

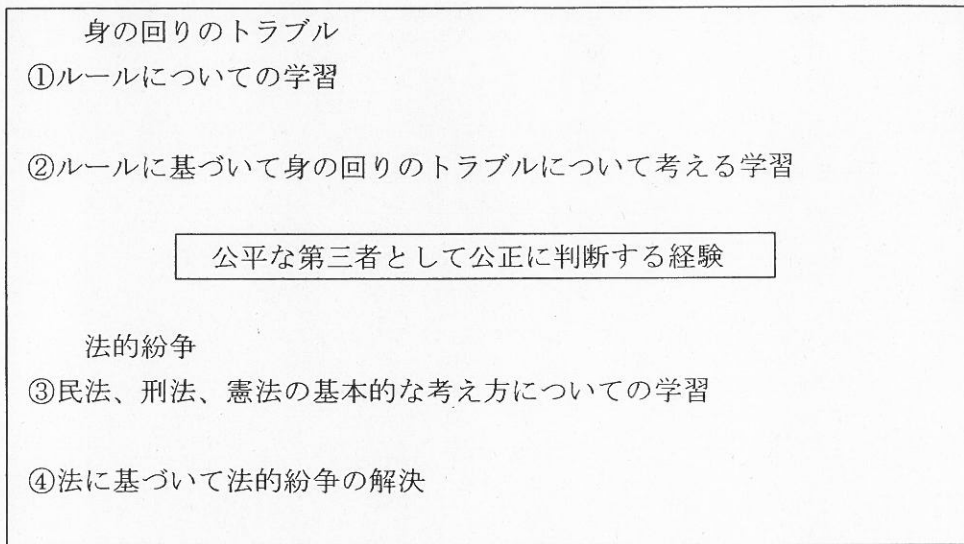
法について考えよう（5年 総合的な学習の時間）

法教育とは何か

「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」である。

大杉昭英（法教育実践の指導テキスト）明治図書

法教育の学習領域



ルールは、「それを守れば、みんなが公平に扱われ、自分達にとって利益になったり、便利になったりするもの」であることを理解させようとしている。

学習計画（週に2時間）

①1月 25日～29日

②2月 1日～5日

③2月 8日～12日 2月12日（金）2時間 特別授業
法は何のためにあるのか？

④2月15日～20日 2月18日社会見学 2時間 大阪法務局見学

⑤2月22日～26日

⑥3月 1日～5日

①漂流ゲーム シュミレーション (2時間)

一人で無人島にたどりついた 何をしますか？

十五少年漂流記 (二年間の休暇) 15人で漂流した場合はどうするか？

一人で無人島に来た場合と、どちらがうのか？

たくさんでくらすからこそ、ルール (約束事) が必要であることに気づく

②もしも信号機がなかったら もしも、チャイムがなかったら (ノーチャイム)

もしも時間割がなかったら もしも、学校がなかったら？

③ 法は何のためにあるのか？ (特別授業)

④ 社会見学 大阪法務局

⑤ ルールを実際に考えてみよう (運動場の使い方) (2時間)

ドッジボールで低学年の児童が困っている事例を取り上げて

実際に、自分達でルールを考えることを通して、そのよい面と悪い面を考える

⑥ 発表会 班でどのような使い方を考えたか、発表する

6班×③クラス を聞き、どの考え方がよかったか？

ルールとは、我々が集団内でお互いにうまく生きていくためにつくられるため、自分自身の行為の幾分かを制約させることもあるだろう。

無人島ゲーム (総合)

5年 組 名前

嵐で船が難破し、数名が助かり、無人島にたどりつきました。あなたはその一人です。

①無人島に到着して、すぐに何をしますか？

自分の考え

班の考え

②翌日何をしますか

自分の考え

班の考え

③3日後何をしますか

自分の考え

班の考え

④1週間後何をしますか？

自分の考え

班の考え

一人で遭難した場合とどちらがいますか？

総合的な学習（法について考えよう）

5年 組 名前

① もしも信号機がなかったら

自分の考え

② もしも、チャイムがなかったら（ノーチャイム）

自分の考え

③ もしも時間割がなかったら

自分の考え

④ もしも、学校がなかったら？

自分の考え

感想

1. 日時 2月18日(木) 午前8:00集合 午後3時30分頃解散
(集合時刻がはやいため、5年生だけで登校します。)
2. 行き先 大阪法務局 キッズプラザ大阪
3. ねらい 法やルールについて考える
科学や遊びなど参加的な体験を通して学びを深める。
社会的な見学を通して、マナーを身につける。
4. 行程 8:00学校集合-8:15バス出発-9:30大阪法務局-
総合説明-9:45 3つに分かれて大阪法務局見学-10:45 お話 -
11:05解散-キッズプラザ大阪11:30到着 到着後昼食(公園) -
(雨の場合11:40~多目的室)
昼食後 キッズプラザ見学 2:00見学終了-2:30キッズプラザ出発
-3:30頃 学校到着 解散
5. 持ち物 弁当、水とう、ハンカチ、ティッシュ、しきもの、エチケット袋
(紙袋にビニールぶくろなどを入れる)、ぼうし、筆記用具、しおり、荷物を入
れるナップザック等
6. 法務局は、たくさんの方が利用しています。静かに見学しましょう。
キッズプラザには、他の団体もたくさん来ています。ゆずりあって、いろ
いろなことを体験しましょう。
7. キッズプラザ大阪の紹介 キッズプラザは、遊んで学べるこどものための
博物館です。

「なんだろう?」「どうなってるの?」「やってみたい!」そんな不思議やお
どろきがつまった、ワクワクの種がいっぱい。 自分の目で見て、さわっ
て、新しい発見を楽しみましょう。
8. 大阪法務局 近畿で一番中心になる法務局です。
法って何?けいやくって何?
法は何のためにあるのか、学べるといいですね。

大阪法務局

平成22年2月18日（木）開催予定 法務局見学会日程

9:30 総合説明「法務局ってどんなところ」（約15分）

※3班に分かれ、登記部門の見学、人権ビデオ鑑賞、法務局クイズに挑戦していただきます。以下の表の「不」とは不動産登記部門、「法」とは法人登記部門です。

各32名	A		B		C	
各16名+1名	A1	A2	B1	B2	C1	C2
9:45	不	法	人権ビデオ		人権ビデオ	
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
9:55	法	不				
10:05	人権ビデオ		不	法	クイズ	
10:15			法	不		
10:25	クイズ		クイズ		不	法
10:35					法	不

10:45 法教育「契約ってなんだろう・・・約束って・・・」（約15分）

11:00 記念撮影（キャラクター人形が登場し、記念撮影を行います。）
（人KEN あゆみちゃん、まもる君、おんらいおん君）

11:05 解散（記念品。集合写真は後日送付）

法について 考えてみよう	組 名 前
5年1組1班	
2班	
3班	
4班	
5班	
6班	
7班	
8班	
5年2組1班	
2班	
3班	
4班	
5班	
6班	
7班	
8班	

5年3組1班	
2班	
3班	
4班	
5班	
6班	
7班	
8班	
いろいろな意見を聞いて、自分がよいと思う考えとその理由を書こう。	
(感想)	